

平成25年5月27日

公益財団法人茨城県中小企業振興公社
理事長 柳 真 一 殿

公益財団法人茨城県中小企業振興公社
監事 遠 山 勤



監査報告書

私、監事は、当公社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの平成24年度の理事の職務の執行を監査しました。その方法及び結果について、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

私、監事は、理事及び使用人等と意志疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以下の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について監査しました。

また、会計監査人から、当該年度の監査を行うに当たり、監査計画及び実施した監査手続等の報告を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を行っていることを認めました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）、計算書類の附属明細書、財産目録及びキャッシュフロー計算書を監査しました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当公社の状況を適正に示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為及び法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類、計算書類の附属明細書、財産目録及びキャッシュフロー計算書の監査結果

- ① 計算書類、計算書類の附属明細書、財産目録及びキャッシュフロー計算書は、当公社の状況を適正に示しているものと認めます。
- ② 会計監査人横山哲郎の監査方法及び結果は適正であると認めます。

以上

独立監査人の監査報告書

平成25年5月20日

公益財団法人茨城県中小企業振興公社
代表理事 榑 真一 殿

横山哲郎公認会計士事務所
公認会計士 横山哲郎



私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益財団法人茨城県中小企業振興公社の平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表、すなわち、貸借対照表、正味財産増減計算書（正味財産増減計算書内訳表を含む。）及びキャッシュ・フロー計算書並びに附属明細書並びに財産目録（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査意見

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、公益財団法人茨城県中小企業振興公社の当該財務諸表等に係る期間の財産、正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

公益財団法人茨城県中小企業振興公社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

； 以上